

## 仕様書

①印刷物名称	みんな大好き西淀川事業情報紙	
②数量	1,400枚	
③規格	紙質	コート紙 四六判 90kg または菊版62.5kg ※同等品以上の紙でも可
	仕上がり寸法	A4 [A3二つ折り、A4(4ページ)仕上げ]
	印刷方法	オフセット印刷またはデジタル印刷
	印刷内容	両面印刷(両面ともカラー。特色なし)
	加工の種類	二つ折
④原稿	入稿日	令和8年2月19日 (2月19日時点で契約締結が未了の場合は契約締結の翌日)
	データ	区役所担当者より提供するデータ(Word)の文章・画像を基に編集・レイアウトを行うこと (参考用 別紙 昨年度の完成品) 画像はjpegまたはpngデータ、PDFデータで提供する。 画像のaiデータは提供できない。 フォント、画像などの調整が必要な場合は受注者が行う。
⑤校正	回数	簡易校正2回(PDF形式のデータをメールで発注者へ送信すること)
	提出先等	tk0013@city.osaka.lg.jp
⑥納品期限	令和8年3月19日	
⑦納品場所	西淀川区役所 地域支援課 4階42番窓口	
⑧質問等	応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合(同等品の可否を含む)は、公告文記載の仕様書に関する質問期間・質問方法により照会すること。 契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。	
⑨支払い	受注者からの請求に基づき、履行確認後に行う。	

⑩備考	<p>※見積金額には、写真植字・版下作成など印刷に関する経費や納品に関する経費等本契約にかかる全ての費用を含めること。</p> <p>※「大阪市グリーン調達方針」(<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html</a>)別表の(21)-2印刷の【判断基準】を満たすものとし、【配慮事項】について十分配慮されていること。ただし、【判断の基準】&lt;共通事項&gt;(1)の紙に関する部分は適用しないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約締結後、すみやかに別紙「資材確認票」を事業担当へ提出すること。</li> <li>・納品時には別紙「資材確認票」、「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を事業担当へ提出すること。なお、「資材確認票」にはサンプル紙、出荷確認票等とともに事業担当者へ提出すること。</li> <li>・契約締結後、速やかに事業担当と印刷日程等の詳細について協議すること</li> <li>・納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること</li> <li>・本市が提供了原稿、写真、イラスト等は使用後速やかに返却すること</li> <li>・本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない</li> <li>・成果物に係る使用権及び著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう)は、本市に帰属するものとする</li> <li>・別紙特記仕様書を遵守すること</li> </ul>
⑪事業担当	<p>西淀川区役所 地域支援課 電話:06-6478-9743 担当:梶・久田</p>

## 活躍する人権啓発推進員

### ●人権啓発推進員って？

大阪市や西淀川区で行う人権啓発事業の取り組みの  
担い手として、人権啓発の推進と人権相談の協力という役割を担い、  
人権尊重の明るいまちづくりを進めていくことを目的に活動しています。



↑ 区民まつりでの活動

### ●令和6年度はこんな活動をしました

会議名	日程
人権啓発推進員西淀川区連絡会 地域代表者会	偶数月の第1月曜日ほか計6回
同 総会	5月15日
事業名	日程
夏休み子ども映画会	7月27日
西淀川区民まつりでの啓発	10月5日
学びの区民講座(生涯学習との合同事業)	9月18日・10月11日・11月26日・12月5日
思いやり映画会(人権週間記念事業)	12月7日
街頭啓発(人権週間記念事業)	12月2日
地域人権研修会	1月30日・2月27日
PTA合同人権研修会(区連絡会全体会)	3月5日

このほか、大阪市などが実施する研修会等で人権問題について理解を深めました。

### ● 人権擁護委員とは？ ●

人権擁護委員は法務大臣から委嘱された民間の方で、人権相談や啓発活動を行っている方です。  
西淀川区には2名の人権擁護委員がいます。

#### 【活動内容】

- ・人権相談・人権被害に対する救済
- ・人権の花運動・人権教室・街頭啓発など



人権教室



人権の花運動

区役所・市役所では、人権擁護委員による特設人権相談所が開設されます。例年、西淀川区役所では7月、大阪市役所では6月及び12月となっています。詳細は、ホームページ等でお知らせします。

### ● 西淀川区の人権啓発推進員(2025年3月現在24名)と人権擁護委員(2名)



西淀川区  
マスコットキャラクター  
「に~よん」



みんな大好き西淀川事業 西淀川区人権啓発情報紙

第17号  
令和7(2025)年  
3月発行

# おもいやり

発行：西淀川区人権啓発推進協議会・西淀川区役所 / 編集：大阪市人権啓発推進員西淀川区連絡会  
〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島1-2-10 TEL 06-6478-9743 FAX 06-6478-5979

### ●人権週間(毎年12月4日～12月10日)記念事業

#### おもいやり映画会「心の傷を癒すということ」



©映画「心の傷を癒すということ」製作委員会

(12月7日 西淀川区民会館)

ルーツが韓国にある若き精神科医が阪神・淡路大震災時、  
自ら被災しながらも、避難所で多くの被災者の声に耳を傾け、  
心の傷に苦しむ人たちに寄り添い続け、奔走した姿が描かれ  
ていました。

在日韓国人々の葛藤や被災者の心の痛み、ケアする側の  
苦労などがよく伝わり、考えさせられる映画でした。主人公  
が若くしてがんに倒れるラストは涙を誘っていました。

#### 参加者アンケートから

- ・心のケアの大切さ、一人ぼっちにさせないなど人権啓発にとてもいい映画でした。
- ・人として大事なことではないかと思うことが語られていた映画でした。
- ・誰も一人ぼっちにさせない、させてはいけないということを教えられた。精神科医の先生が素晴らしかった。
- ・同じような場面で自分もできるかを考えた。自分でできることを少しでもしようと思った。
- ・震災のこと、在日の方の生き方など考えさせられました。
- ・心のケアは誰も一人ぼっちにさせないこと。すごく心に残りました。

#### 同日開催 おもいやりパネル展

- ① 「男性にとっての男女共同参画」
- ② 「男女共同参画の視点からの防災」

#### アンケートから

- ・いつ来るかわからない災害について考えることが多々ありました。
- ・とても勉強になった。
- ・肩の力が抜ける感じです。生きやすくなればよいですね。



#### 同日開催 DVD放映「障がいのある方への合理的配慮 考え方とは？進め方とは？」 事業者による障がいのある方への「合理的配慮の提供」義務化についての解説DVD

#### アンケートから

- ・合理的配慮は思いやりから。難しく考えていきました。
- ・その場その場で考え、配慮していく大切さを知ることができました。
- ・様々な障がいのある方に、どうしてほしいか直接お聞きして対応します。
- ・合理的配慮 私もどんなことができるのかと考えました。
- ・困っている方にはお手伝いをします。



12月2日実施 街頭啓発



J R 御幣島駅の付近で、様々な人権課題について啓発をしました。

- 配布したリーフレット等  
・おもいやりについて考えよう  
・拉致問題  
・みんな大好き西淀川「ふせん」  
・大阪市人権啓発キャッチコピーPRエコバッグ

## 地域人権研修会

地域人権研修会は、人権について身近なテーマで、地域の皆さんに考えていただくきっかけづくりになるよう開催しています。

### 柏里

日 にち：令和7年1月30日

内 容：子どもの権利条約と柏っ子の今

講 師：大阪市立柏里小学校  
校長 加藤 稔久 氏

100周年を迎えた柏里小学校。子ども達ののびのびと学校生活を送る様子や大阪市の子ども計画案が紹介され、子どもの権利条約の概要や「子どもの権利をおびやかす言葉とふるまい」リストなどにより、子ども一人ひとりをリスペクト（尊重する）ために気をつけることを、とても分かりやすく教えていただきました。



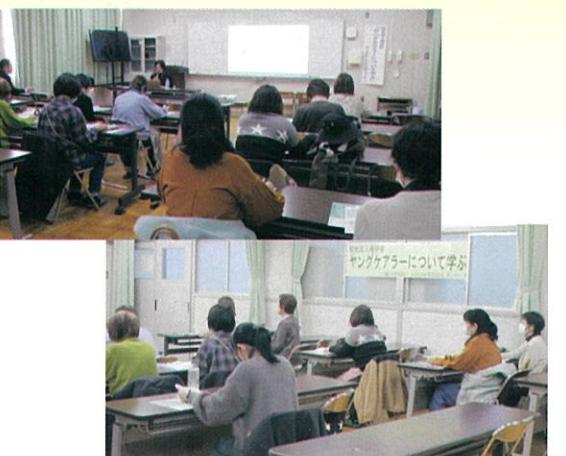
### 福

日 にち：令和7年2月27日

内 容：ヤングケアラーについて学ぶ

講 師：特定非営利活動法人ふうせんの会  
事務局長代理 西川 ゆかり 氏

ヤングケアラーとは、「家族のケア（家事、介護、子どもの世話、通訳等）を行っている子どもたち」のことを言います。ヤングケアラーの概要や現状、周りの人がヤングケアラーについて理解し、見守り支援するために気をつけたいことなどを学びました。



## 区PTA人権担当・人権啓発推進員合同人権研修会

令和7年3月5日（水）10時～12時 区役所 大会議室3・4

テマ：「発達障がいの理解と対応について」

講 師：眞浦 かおり 氏（オール大阪プロジェクト「体験の風」野外活動指導者のリスクマネジメントセミナーイン関西 指導者養成講座講師、一般社団法人 大阪健康福祉協会 就労準備型放課後等デイサービス『マーブルプレワークス』児童発達管理責任者、障がい児とその家族のサークル『ブルースターズ』代表者）

## 人権啓発事業

### 夏休み子ども映画会



©2022 Universal Studios. All Rights Reserved.

7月27日 西淀川区民会館（エルモ西淀川）

「ミニオンズ フィーバー」を上映しました。

ボスを救うため、ミニオン史上最大のハチャメチャが…ミニオン達とボス・グルーの出会いと絆が描かれています。仲間とともに、険しい難関を乗り越える姿に、勇気をもらうことができました。

#### アンケートから

- ・仲間との絆の大切さが子どもに伝わったと思います。
- ・ミニオンとグルーの絆にとても感動した。
- ・ミニオンが戦いで頑張ってするのがすごかった。
- ・ミニオンがすぐ協力して悪い人を倒すのが、すごいなと感じた。

### 同時開催 平和パネル展「どうぶつのいのちとへいわ」

#### アンケートから

- ・改めて命は大切なんだと思いました。
- ・何千匹もの動物が犠牲になっていて、かわいそうだと思った。
- ・戦争のとき、動物園では動物を殺してしまうから、今は平和だなと思いました。
- ・命の大切さが子どもにも伝わったと思う。
- ・多くの動物が戦争の犠牲になったことで心が痛んだ。
- ・子どもに少し別の角度から戦争を理解させるのに役立つと思えた。
- ・動物が戦争に利用されたことが、子ども達にも伝わる展示でした。



## 人権に関する相談窓口

### 大阪市人権啓発・相談センター (西区立売堀4-10-18 阿波座センタービル1階)

人権問題で困ったときは、ぜひご利用ください。

専門相談員による人権相談（無料・予約不要）

平日 9:00～21:00

日曜・祝日 9:00～17:30

（土曜・12/29～1/3は休み）

相談専用電話番号 06-6532-7830

相談専用FAX番号 06-6531-0666

※相談の受付は、相談時間終了の30分前までです。

電子メールによる相談もできます。

ホームページから → 大阪市人権啓発相談 検索

人権に関する相談・お問合せは区役所でも受け付けます。受付：区役所 4階43番窓口  
TEL：06-6478-9743 月曜日から金曜日（閉庁日を除く）9時～17時30分

## 法務局の人権相談

差別、暴行・虐待、セクハラ・パワハラ、いじめ、名誉棄損・プライバシー侵害・インターネットによる人権侵害を受けたなど、ひとりで悩まず相談を

（受付時間は、平日8:30～17:15 一部のIP電話等からは利用できない場合があります。）

みんなの人権 110番 0570-003-110

子どもの人権 110番 0120-007-110

女性の人権ホットライン 0570-070-810

外国語人権相談ダイヤル 0570-090-911

インターネット  
人権相談はこちら →



## 公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

### (条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（西淀川区役所 総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（西淀川区役所 総務課）へ報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

## グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。  
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
  - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
  - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

### 大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課  
自動車排ガス対策グループ  
電話：06-6615-7965

## 特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の西淀川区役所総務課（連絡先：06-6478-9625）に報告しなければならない。